

## 入札監理小委員会の審議結果報告 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等

国土交通省、内閣府の標記業務（発注者支援業務、公物管理補助業務、用地補償総合技術業務）について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 事業概要について

河川・道路等の工事発注、工事監督・検査、施設管理、用地交渉に係る補助・支援業務を行うものであり、公共サービス改革基本方針（平成 22 年 7 月 6 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定され、市場化テストの審議は 6 回目。（業務量等を勘案し、事務所毎に単年～3 年の契約）

### 2. 事業の評価を踏まえた対応について

#### 【論点】

1 者応札の状況に改善が見られなかった地域や業務分野に係る要因分析について。  
（入札不参加の理由）

#### 【対応】

（要因分析）

- ・ 設計業務に比べて複数の業務担当ができず、一人あたりの利益率が低い。
- ・ 履行場所が遠方の場合、宿舍費や打合せに要する費用など事業者負担が大きい。
- ・ 担当技術者の人材確保が難しい。

（対応方針）

- ・ 業務の従事実態等を的確に反映した積算基準を適用し、広く周知。
- ・ 技術者確保に向けて、入札参加資格の緩和・追加を実施。  
→ 今回の実施要項（案）では、「河川巡視支援業務」に係る管理技術者の資格要件として「国土交通省登録技術者資格（施設分野：堤防・河道-業務：点検・診断）」、「河川維持管理技術者」を、担当技術者の資格要件として「河川点検士」をそれぞれ選択可能とした。（資料 9 - 2 - 4 13, 16 頁）
- ・ 若手技術者の確保に向けて、2 級技術検定試験（土木等）の受験資格を緩和。

#### 【論点】

本業務に関する情報の事業者への周知徹底。

#### 【対応】

本業務の要件見直し等に関する通知文書を関係団体へ発出。

### 3. 実施要項（案）の審議結果について

実施要項（案）の修正を伴う意見は無かったものの、以下の点について確認・指摘した。

- ・「技術士」のように技術的判断を下すことができる上位の資格は、本業務においては発注者側が保有すべきものと思われるが、管理技術者や担当技術者の資格要件として設定する必要があるのか。

(回答)

管理技術者は、実際に従事する担当技術者を管理するポストにつき、一定の資格は必要と考えている。「技術士」が上位の資格であることは認識しているが、あくまで選択可能な資格要件の1つであり、受注希望者が幅広い資格要件から選択できるよう引き続き設定。

- ・1者応札が多い業務について積算基準を改定しても、特定の企業を利することにはかならないと考えられることから、まずは競争性を改善することが先ではないか。

(回答)

国土交通省としては、企業の適正な利潤を確保する観点から、実態調査に基づく積算基準の改定を実施しており、発注者支援業務等の積算基準についても、受注企業への実態調査を踏まえた改定を実施している。企業の適正な利潤確保より、本業務への参入意欲が向上し、競争性の改善にもつながると考えている。

- ・工事監督支援業務に係る積算基準の改定に関し、パブリックコメントの中で減額に働くとの意見もあり、引き続き適正なものとなるよう努められたい。
- ・市場化テストの審議は6回目であり、競争性の改善に向けては、実施要項(案)の中身というよりも、技術者の育成や本業務の周知など、要項実施段階でのソフト面の対策に更に力を入れていく必要。

#### 4. パブリックコメントの対応について

平成27年10月26日から11月9日まで実施されたパブリックコメントにおいて、14者から50件の意見が寄せられた。意見等を踏まえ、以下のとおり必要な修正を行った。

- ・「河川巡視支援業務」と同様に、「河川許認可審査支援業務」、「堰・排水機場等管理支援業務」に係る管理技術者の資格要件として「河川維持管理技術者」を、担当技術者の資格要件として「河川点検士」をそれぞれ選択可能とした。(資料9-2-5 15,17頁、資料9-2-6 11,14頁)
- ・その他、実施要項(案)の軽微な修正。

以上